

千葉県山岳連盟規約

第1章 総 則

(名称及び所在地)

第1条 本連盟は、千葉県山岳連盟（略称「千葉岳連」）と称し、事務所を千葉県内におく。

(目的)

第2条 本連盟は、登山道義の向上ならびに登山の指導普及につとめ、その健全な発展を図るとともに、登山を通じて本県のスポーツ振興に資し、もって社会文化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 講習会、研修会等の開催
- (2) 各種登山大会の主催、後援及び参加
- (3) 登山指導員の認定
- (4) 遭難の予防及び対策
- (5) 関係諸団体との連絡及び資料の収集
- (6) 加盟団体相互の連絡融和
- (7) 機関誌その他関係出版物の発行
- (8) その他目的達成のために必要な事業

(組織)

第4条 本連盟は、千葉県内に事務所をおく登山団体をもって組織する。

第2章 加盟団体

(加盟)

第5条 本連盟に加盟するには、所定の加盟申請書に、会則及び構成員名簿（地域の団体を統轄して加盟する場合（以下「地区山岳協会等」という）は構成団体別）を添えて申込み、理事会の承認を得なければならない。

(加盟団体の権利義務)

第6条 加盟団体は、第16条に定める評議員を本連盟の評議員会に出席させ、審議に参加し、議決権を行使することができる。

- 2 加盟団体並びにその会員は、本連盟の規約、関係諸規定及び代表委員会の決定に従わなければならない。
- 3 加盟団体は、毎年5月までに、構成員名簿の更新及び負担金を納入しなければならない。

- 4 加盟団体は、会則及び構成員名簿の内容に変更のあったときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

(脱退)

第7条 本連盟を脱退するには、文書をもって届け出て、理事会の承認を得なければならない。

(除名)

第8条 本連盟の趣旨に反し、又は名誉を傷つける行為のあったときは、評議員会の議を経て除名することができる。但し、除名されようとする団体は評議員会に出席して釈明することができる。

第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本連盟に次の役員をおく。

会 長	1名
副 会 長	若干名
理 事 長	1名
副理事長	2名
常任理事	若干名
理 事	30名以内（但し、当分の間、加盟団体よりの推薦理事各1名）
監 事	2名

(役員の仕事)

第10条 会長は本連盟を代表し、会務を統理する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

- 2 理事長は、理事会及び常任理事会を運営し、会務を掌理する。
- 3 常任理事は、緊急会務を審議し、常時会務の執行にあたる。
- 4 理事は、会務を審議し、これを処理する。
- 5 監事は、本連盟の会計を監査する。

(役員を選出)

第11条 会長及び副会長は、評議員会において選出する。

- 2 理事長、副理事長及び常任理事は、理事会で互選する。
- 3 理事は評議員会において選出する。但し、会長は理事会の議を経て、第9条に定める定員の外に10名以内の理事を委嘱することができる。
- 4 監事は評議員会において選出する。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は2年とする。但し、再任をさまたげない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、前条により補充することができる。
- 3 補充又は増員による役員の任期は、他の役員の残任期間とする。

(報酬)

第13条 役員はすべて無報酬とする。但し、その職務のため必要な実費及び旅費を支給することができる。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第14条 本連盟に評議員をおく。

(評議員の任務)

第15条 評議員は、評議員会を構成し第19条3項に定める重要事項を審議する。

(評議員の選出)

第16条 評議員は、加盟団体を代表し、加盟団体ごとに次に定める定数を選出する。

構成員20名まで	1名
構成員21名以上40名まで	2名
構成員41名以上	3名
地区山岳協会等は、構成団体1団体につき	1名
高等学校体育連盟登山部は、構成員によることなく	2名

(役員兼務の禁止)

第17条 評議員は、第9条に定める役員を兼ねることはできない。評議員がこれら役員に選出されたときは、前条によりその加盟団体は別に評議員を選出する。

第5章 会議

(会議の種類)

第18条 本連盟の会議は、評議員会、理事会及び常任理事会とする。

- 2 評議員会は、会長が招集してその議長となり、理事会及び常任理事会は理事長が招集してその議長となる。
- 3 会議の議事は本規約で特に定めてあるもののほかは、出席者の過半数によって決める。なお、可否同数のときは議長が決める。

(評議員会)

第19条 評議員会は、最高議決機関であり、年1回これを開催する。但し、評議員の4分の1以上が連名で議案を明示し、その開催を要請したとき又は理事会で必要と認めるときは、臨時にこれを開催しなければならない。

らない。

- 2 評議員会は、会長、副会長及び評議員をもって構成し、その3分の1以上の出席によって成立する。
- 3 評議員会は次の事項を審議する。
 - (1) 事業報告及び決算報告
 - (2) 事業計画及び予算
 - (3) 役員を選出及び推挙
 - (4) 規約の改正
 - (5) その他重要事項

(理事会)

第20条 理事会は、本連盟の執行機関であり、必要に応じてこれを開催する。但し、理事の4分の1以上により、会議の目的を明示し要請があったときは、直ちにこれを開催しなければならない。

- 2 理事会は、理事（理事長、副理事長、常任理事を含む）をもって構成し、その3分の1以上の出席によって成立する。
- 3 理事会は、次の会務を審議し、これを処理する。
 - (1) 評議員会決定事項の執行に関する事。
 - (2) 上部役員及び県代表等の選出に関する事。
 - (3) 新規加盟団体の承認に関する事。
 - (4) 専門委員会及び事務局に関する事。
 - (5) その他会務執行上必要と認めた事。

(常任理事会)

第21条 常任理事会は、理事会から委任された事項及び緊急に処理しなければならない事項を執行する機関であり、必要に応じて随時開催する。

- 2 常任理事会の構成は、理事長、副理事長及び常任理事をもって構成し、その2分の1以上の出席により成立する。

第6章 名誉会長・顧問・参与・専門委員

(専門委員会)

第22条 本連盟に、名誉会長1名、顧問、参与及び専門委員若干名をおくことができる。

- 2 名誉会長は、評議員会で推挙し、本連盟に対し意見を述べるができる。
- 3 顧問は、評議員会の承認を得て会長が委嘱し、会長の諮問に応ずる。
- 4 参与は、理事会の承認を得て会長が委嘱し、理事会の諮問に応ずる。
- 5 専門委員は、理事会の議を経て会長が委嘱し、理事会から付記され

た専門的事項を処理する。

- 6 専門委員会に関する事項は、理事会の議を経て別に定める。

第7章 事務局

(事務局)

第23条 本連盟に事務を処理するため、事務局をおく。

- 2 事務局委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 事務局に関する事項は理事会で定める。

第8章 会計

(経費)

第24条 本連盟の経費は、加盟金、負担金、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(加盟金)

第25条 本連盟の加盟金は次のとおりとする。

一般団体	3,000円
地区山岳協会等	5,000円

但し、現在加盟している団体が主体となる場合は、加盟金を免除する。

(負担金)

第26条 本連盟の負担金は、年額次のとおりとする。

均等割	1団体	10,000円
構成員割	構成員20人まで	8,000円
	構成員21名以上40名まで	10,000円
	構成員41名以上	12,000円
地区山岳協会等は構成員によることなく加盟1団体につき		6,000円
高等学校体育連盟登山部は構成員によることなく		12,000円

(会計年度)

第27条 本連盟の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第9章 規約の改正

(規約の改正)

第28条 本規約は評議員会に付議して出席者の3分の2以上の賛成を得なければ改廃することができない。

第 10 章 補 則

(上部組織の加盟)

第 29 条 本連盟は、千葉県体育協会及び日本山岳協会に加盟する。

附 則

- 1 本規約は、昭和 40 年 1 月 1 日から施行し、前規約は同日から無効とする。
- 2 本規約の第 26 条を平成元年 5 月 21 日に改正し、同日から施行する。
- 3 本規約の第 26 条を平成 9 年 5 月 20 日に改正し、同日から施行する。
- 4 本規約の第 26 条を平成 16 年 5 月 19 日に改正し、同日から施行する。